

参照条文（諸外国が締結している条約）

目次

- 第1 民事及び商事事件における裁判管轄及び裁判の執行に関する2000年12月22日の理事会規則（EC）44/2001（ブリュッセル規則）  
・・・1頁
- 第2 民事及び商事事件における裁判管轄及び裁判の執行に関するブリュッセル条約  
・・・7頁
- 第3 EC・EFTAの裁判管轄及び判決の執行に関するルガノ条約（現在効力を有しているもの）  
・・・13頁
- 第4 民事及び商事に関する裁判管轄権及び外国判決に関する条約準備草案  
・・・19頁
- 第5 管轄合意に関する条約  
・・・25頁

第1 民事及び商事事件における裁判管轄及び裁判の執行に関する2000年12月22日の理事会規則（EC）44/2001（ブリュッセル 規則）

第1章 適用範囲

第1条

- 1 本規則は、裁判所の種類にかかわらず、民事及び商事事件に適用される。特に、租税、関税その他行政に関する事件には、これを適用しない。
- 2 次に掲げる事項は、本規則の適用から除外される。
  - a 自然人の身分及び能力、夫婦財産制、遺言並びに相続
  - b から d（略）
- 3（略）

第2章 管轄

第1節 一般規定

第2条

- 1 本規則に別段の規定がある場合を除き、構成国の領域内に住所を有する者は、国籍のいかんにかかわらず、その国の裁判所に訴えられる。
- 2 住所を有する国の国籍を有しない者についても、その国の国民に適用される管轄規定が適用される。

第3条

- 1 構成国の領域内に住所を有する者は、本章第2節ないし第7節が定める規定に基づくほかは、他の構成国の裁判所に訴えられ得ない。
- 2 とりわけ、付属文書1に掲げる各国の管轄規則を適用することはできない。

第4条

- 1 被告が構成国の領域内に住所を有しないときは、各構成国裁判所の管轄はその国の法により定める。ただし、第22条及び第23条についてはこの限りではない。
- 2 構成国の領域内に住所を有する者はその国籍のいかんにかかわらず全て、その国の国民と同様に、構成国の領域内に住居を有しない者に対して、その国で妥当している管轄規則、特に付属文書1に掲げる規則を主張することができる。

第2節 特別管轄

第5条

構成国の領域内に住所を有する者は、次に定める場合においては、他の構成国の裁判所に訴えられる。

- a 契約事件においては、請求の基礎となっている義務が履行された地又は履行されるべき地の裁判所。
- b 本規定の適用においては、別段の合意がない限り、請求の基礎となっている義務の履行地とは、以下の地をいう。
  - 物の売買については、契約に基づいて、その物が引き渡されたか、引き渡されるべきであった構成国の地
  - 役務の提供については、契約に基づいて、その役務が提供されたか、提供されるべきであった構成国の地
- c 第a号は、第b号が適用されない場合に、適用される。

扶養義務事件においては、扶養権利者が住所又は常居所を有する地の裁判所、並びに、請求が身分に関する訴えに付随してなされ、その法廷地法上この訴えにつき管轄が認められるときは、その裁判所。ただし、その裁判所の管轄が、当事者の一方の国籍のみに基づいているときは、この限りでない。

不法行為又は準不法行為事件においては、損害をもたらす事実が発生したか、発生する危険がある地の裁判所。

犯罪に基づく損害賠償又は原状回復請求の訴えについては、公訴が提起された刑事裁判所。ただし、その国の法律上、このような民事上の請求についても裁判することができる場合に限る。

支店、代理店その他の営業所の業務に関する紛争については、これらの所在地の裁判所

制定法の規定又は書面若しくは書面による確認を伴った口頭での合意に基づいて設定された信託に関する、委託者、受託者又は受益者の地位については、信託がドミナイルを有する地の属する構成国の裁判所

積荷又は運賃債権の救助を理由とする報酬支払いに関する紛争については、次に掲げる裁判所

a 支払い保全のため、当該積荷又は運賃債権が差押えられた管轄区域の裁判所

b そのような差押えがなされるはずであったが、それに代わる保証その他の担保が提供された管轄区域の裁判所

ただし、本号の規定は、被告が積荷若しくは運送債権に対する権利を有するか、又は救助の時点にそのような権利を有したことが、主張された場合にのみ適用される。

#### 第6条

構成国の領域内に住所を有する者は、次に定める場合においても、他の構成国裁判所に訴えられる。

共同被告については、被告のうちのいずれかの住所地の裁判所。ただし、請求原因を別々に判決すると生じうる矛盾した解決を避けるために、同時に審理して判決する利益があるような密接な関係によって請求同士が関連している場合に限る。

担保のための訴え又は参加による訴えについては、本訴の係属する裁判所。ただし本訴が、本来の管轄裁判所の管轄を妨げるためにのみ提起されているときは、この限りでない。

本訴の基礎と同一の契約又は事実に基づく反訴については、本訴の係属する裁判所

契約事件において、訴えが同一の被告に対する不動産物権に関する訴えと併合できるときには、当該不動産が所在する地の属する構成国の裁判所

#### 第7条

船舶の使用又は運航に基づく責任に関する訴えについて本規則に基づいて管轄を有する構成国の裁判所又はその国の法に基づきそれに代わる裁判所は、責任制限に関する申立についても管轄を有する。

### 第3節 保険事件の管轄

#### 第8条（略）

#### 第9条

1 構成国の領域内に住所を有する保険者は、次のいずれかの裁判所に訴えられる。及び（略）

共同保険者の場合には、代表保険者に対する訴えが係属する構成国の裁判所

2（略）

#### 第10条（略）

#### 第11条

1 責任保険については、保険者は、被保険者に対する被害者の訴えが係属する裁判所においても、訴えられる。ただし、その法廷地法が認めるときに限る。

2 第8条ないし第10条の規定は、被害者により保険者に対して直接提起された訴えにも適用する。ただし、直接請求が認められる場合に限る。

3 直接請求に関する法律が、保険契約者又は被保険者に対する訴訟引き込みないし訴訟告知を規定しているときには、この裁判所はこれらの者に対しても管轄を有する。

#### 第12条

1（略）

2 本節の規定は、本節の規定に従い本訴が係属する裁判所において、反訴を提起する権利を損なうものではない。

#### 第13条・第14条（略）

### 第4節 消費者契約事件の管轄

#### 第15条

1 消費者によりその職業上の活動とは関係ないとみなしうる用途のために締結された契約事件の管轄は、次に掲げる契約については、本節の規定による。ただし、第4条及び第5条第5号の適用を妨げない。

a 動産の割賦販売契約

b 動産購入代金の融資を目的とする、割賦弁済される金銭消費貸借その他の信用授

## 与契約

c その他の場合において、消費者が住所を有する構成国において商業活動若しくは職業活動を行う者、又はこの構成国に若しくはこの構成国を含む複数の国に向けてその活動を行う者により締結された契約で、この活動の枠内に含まれるもの。

2 消費者の契約の相手方が、構成国の領域内に住所を有していない場合であっても、その者が構成国に支店、代理店その他の営業所を有しているときは、その業務に関する紛争については、その構成国の領域内に住所を有するものとみなす。

3 本節は、交通と宿泊のバック旅行契約以外の運送契約には適用しない。

### 第16条

1 消費者が契約の相手方に対してなす訴えは、相手方が住所を有する構成国の裁判所又は消費者が住所を有する構成国の裁判所において提起することができる。

2 契約の相手方が消費者に対してなす訴えは、消費者が住所を有する構成国の裁判所においてのみ提起することができる。

3 前2項の規定は、本節の規定に従い本訴が係属する裁判所において、反訴を提起する権利を損なうものではない。

### 第17条

本節の規定は、次のいずれかの場合にのみ、これと異なる合意をすることができる。

紛争が生じた後に合意がされたとき

その合意が、消費者に対し、本節により管轄が認められる裁判所以外への提訴を認めるとき

契約締結時に、同一の構成国に住所又は常居所を有する消費者と相手方との間の合意であって、その国の裁判所に管轄を認めることを目的とするとき。ただし、その国の法がこのような合意を禁止しているときは、この限りではない。

## 第5節 個別労働契約事件の管轄

### 第18条

1 個別労働事件における管轄は、本節による。ただし、第4条及び第5条第5号の適用を妨げない。

2 労働者と個別労働契約を締結する雇用者が、構成国の領域内に住所を有していない場合であっても、その者が構成国に支店、代理店その他の営業所を有しているときは、その業務に関する紛争については、その構成国の領域内に住所を有するものとみなす。

### 第19条

構成国の領域内に住所を有する雇用者は、次のいずれかの裁判所に訴えられる。

住所を有する構成国の裁判所

他の構成国で、次のいずれかの裁判所

a 労働者が通常その労務を給付する地若しくは通常その労務を給付した最後の地の裁判所

b もし労働者が同一の国で通常その労務を給付しているのではなく、また同一の国で通常その労務を給付したのでもない場合には、労働者を雇用した営業所の所在地若しくは所在していた地の裁判所。

### 第20条

1 雇用者がなす訴えは、労働者が住所を有する構成国の裁判所においてのみ提起することができる。

2 本節の規定は、本節の規定に従い本訴が係属する裁判所において、反訴を提起する権利を損なうものではない。

### 第21条

本節の規定は、次のいずれかの場合にのみ、これと異なる合意をすることができる。

紛争が生じた後に合意がされたとき

その合意が、労働者に対し、本節により管轄が認められる裁判所以外への提訴を認めるとき。

## 第6節 専属管轄

### 第22条

次の裁判所は、住所のいかんを問わず、専属管轄を有する。

不動産物権及び不動産賃貸借に関する事件においては、不動産が所在する構成国の

裁判所。

しかしながら、連続する6か月以内の一時的な個人的使用のために締結された不動産賃貸借に関する事件については、賃借人が自然人でありかつ所有者と賃借人が同一の構成国に住所を有する場合には、被告が住所を有する構成国の裁判所も管轄を有する。

会社その他の法人の設立の有効無効若しくは解散、又はその機関の決議の有効性に関する事件においては、会社その他の法人が本拠を有する構成国の裁判所。本拠の決定については、裁判所は、自国の国際私法規則を適用する。

公簿への登記の有効性に関する事件においては、公簿を備置する構成国の裁判所。

特許権、商標権、意匠権その他寄託若しくは登録を必要とする類似の権利の、登録又は効力に関する事件においては、寄託若しくは登録が申請若しくは受理されたか、又は国際条約の規定に基づき受理されたものとみなされる構成国の裁判所。

欧州特許の登録又は効力に関する事件においては、住所のいかんにかかわらず、当該特許を付与した構成国の裁判所が専属管轄を有する。ただし、1973年10月5日にミュンヘンで署名された、欧州特許の付与に関する条約で定める、欧州特許庁の管轄を妨げない。

(略)

## 第7節 管轄合意

### 第23条

1 当事者の少なくとも一人が構成国の領域内に住所を有する場合、特定の法律関係につき既に生じた紛争又は将来生じうる紛争の解決のため、構成国の裁判所の管轄を当事者が合意したときには、この裁判所は管轄を有する。この管轄は、当事者の別段の合意がない限り、専属管轄である。この管轄合意は、次のいずれかの方式で締結されなければならない。

a 書面又は書面による確認を伴った口頭による方式

b 当事者間で確立している慣行に従った方式

c 国際取引においては、両当事者が知り又は当然知るべきであった慣習で、国際取引において関連する特定の取引分野で同じ種類の契約をする者に広く知られ、かつ、通常一般に遵守されている慣習に従った方式。

2 合意を永続的に記録するいかなる電子的手段による通信も、書面による方式とみなす。

3 このような合意の当事者のいずれも、構成国の領域内に住所を有しないときには、指定された裁判所が管轄を否定した場合を除き、他の構成国の裁判所はその紛争について管轄を有しない。

4 信託証書において、構成国の裁判所が指定されるときは、委託者、受託者若しくは受益者相互の関係、又はこれらの者の信託上の権利義務に関して、これらの者に対する訴えについて、この裁判所が専属管轄を有する。

5 管轄合意及び信託証書における類似の条項は、第13条、第17条若しくは第21条の規定に反する場合、又は第22条による裁判所の専属管轄に反するときには、効力を有しない。

### 第24条

本規則の他の規定から管轄が認められない場合であっても、構成国の裁判所は、被告が応訴している場合には管轄を有する。ただし、被告が管轄を争うために応訴している場合又は他の裁判所が第22条に基づき専属管轄を有する場合は、この限りでない。

## 第8節 管轄及び訴訟要件の審査

### 第25条・第26条(略)

## 第9節 訴訟競合及び関連訴訟

### 第27条

1 同一当事者間の同一の対象及び同一の原因の訴えが、異なる構成国の裁判所に係属するときは、後に訴えが係属した裁判所は、職権に基づき、先に訴えが係属した裁判所の管轄が確定されるまで、手続を中止しなければならない。

2 先に訴えが係属した裁判所の管轄が確定されたときには、後に訴えが係属した裁判所は訴えを却下しなければならない。

## 第28条

- 1 関連する訴えが異なる構成国の裁判所に係属しているときには、後に訴えが係属した裁判所は手続を中止することができる。
- 2 これらのいずれの訴訟も第一審に係属しているときには、後に訴えが係属した裁判所は、先に訴えが係属した裁判所がいずれの訴えについても管轄を有し、かつ後者の法律によれば関連する訴訟の併合が認められるときには、当事者の申立に基づき、訴えを却下することもできる。
- 3 本条に定める関連する訴えとは、相互の訴えが密接に関連するため、別々に判決がなされたならば矛盾する解決が生じるのを避けるために、同時に審理され判決されることに利益を有するようなものをいう。

## 第29条

訴えについて複数の裁判所に専属管轄が認められるときは、後に訴えが係属した裁判所はその訴えを却下しなければならない。

## 第30条

本節においては、次のいずれかの時点に、裁判所に訴えが係属したとみなす。

訴訟手続を開始する文書又はこれに類する文書が、裁判所に提出された日。ただし、その後、文書が被告に送達されるためになすべき措置を原告が行った場合に限る。

文書が裁判所に提出される前に送達されるべき場合には、送達を行う機関が文書を受領した日。ただし、その後、文書が裁判所に提出されるためになすべき措置を原告が行った場合に限る。

## 第10節 仮処分及び保全処分

### 第31条（略）

## 第3章 承認及び執行

### 第32条（略）

## 第1節 承認

### 第33条～第36条（略）

### 第37条

- 1 他の構成国で下された裁判の承認が主張されている構成国の裁判所は、その裁判に対して通常の上訴がなされているときには、手続を中止することができる。
- 2 アイルランド又は連合王国で下された裁判の承認が主張されている構成国の裁判所は、その裁判の執行が原判決国において上訴がなされたことに基づいて中止されている場合には、手続を中止することができる。

## 第2節 執行

### 第38条～第52条（略）

## 第3節 共通規定

### 第53条～第56条（略）

## 第4章 公の証書及び裁判上の和解

### 第57条・第58条（略）

## 第5章 一般規定

### 第59条（略）

### 第60条

- 1 会社その他の法人は、本規則の適用においては、以下のいずれかの所在地に住所を有する。
  - a 定款上の本拠
  - b 管理の中心地
  - c 主たる営業所
- 2 連合王国及びアイルランドについては、定款上の本拠とは、registered office、それがどこにもない場合には設立地、それもどこにもない場合にはその地の法に従って設立が行われた地をいう。
- 3 信託が、受訴裁判所が所属する構成国の領域内にドミサイルを有するかを決定するためには、裁判所は自国の国際私法規則を適用する。

### 第61条以下（略）

(出典) 中西康「民事及び商事事件における裁判管轄及び裁判の執行に関する2000年12月22日の理事会規則( EC ) 44 / 2001 (ブリュッセル 規則) [上][下]」国際商事法務30巻3号311頁, 同30巻4号465頁(2002年)

## 第2 民事及び商事事件における裁判管轄及び裁判の執行に関するブリュッセル条約

### 第一編 適用範囲

#### 第1条

- 1 本条約は、裁判所の種類にかかわらず、民事及び商事事件に適用される。特に、租税、関税その他行政に関する事件には、これを適用しない。
- 2 次に掲げる事項は、本条約の適用から除外される。  
自然人の身分及び能力、夫婦財産制、遺言並びに相続  
～（略）
- 3（略）

### 第2編 管轄

#### 第1節 一般規定

#### 第2条

- 1 本条約に別段の規定がある場合を除き、締約国の領域内に住所を有する者は、国籍のいかんにかかわらず、その国の裁判所に訴えられる。
- 2 住所を有する国の国籍を有しない者についても、その国の国民に適用される管轄規定が適用される。

#### 第3条

- 1 締約国の領域内に住所を有する者は、本編第二節ないし第六節が定める規定に基づくほかは、他の締結国の裁判所に訴えられ得ない。
- 2 とりわけ、次に掲げる規定を適用することはできない。
  - ベルギー 民法第一五条及び裁判法第六三八条
  - デンマーク 民事訴訟法第二四六条第二項及び第三項
  - ドイツ 民事訴訟法第二三条
  - ギリシャ 民事訴訟法第四〇条
  - フランス 民法第一四条及び第一五条
  - アイルランド アイルランドに一時的に滞在する被告に対する訴訟手続を開始する文書の送達に基づく管轄に関する規則
  - イタリア 民事訴訟法第二条並びに第四条第一号及び第二号
  - ルクセンブルク 民法第一四条及び第一五条
  - オーストリア 管轄法第九九条
  - オランダ 民事訴訟法第一二六条第三項及び第一二七条
  - ポルトガル 民事訴訟法第六五条第一項c、第六五条第二項及び第六五a条c並びに労働訴訟法第一条
  - フィンランド 民事訴訟法第一〇章第一条第一項第二、第三及び第四文
  - スウェーデン 民事訴訟法第一〇章第三条第一項第一文
  - 連合王国 以下に掲げる事由に基づく管轄規則
    - a 連合王国に一時的に滞在する被告に対する訴訟手続を開始する文書の送達
    - b 被告の財産が連合王国に所在すること
    - c 連合王国に所在する財産の原告による差押え。

#### 第4条

- 1 被告が締約国の領域内に住所を有しないときは、各締約国裁判所の管轄はその国の法により定める。ただし、第16条についてはこの限りではない。
- 2 締約国の領域内に住所を有する者はその国籍のいかんにかかわらず全て、その国の国民と同様に、締約国の領域内に住所を有しない者に対して、その国で妥当している管轄規則、特に第三条第二項に掲げる規則を主張することができる。

#### 第2節 特別管轄

#### 第5条

締約国の領域内に住所を有する者は、次に定める場合においては、他の締約国の裁判所に訴えられる。

契約事件においては、請求の基礎となっている義務が履行された地又は履行されるべき地の裁判所。個別労働契約事件においては、この履行地は、労働者が通常その労務を給付する地であり、もし労働者が同一の国で通常その労務を給付しているのでは



ない場合には、雇用者は、労働者を雇用した営業所の所在地の裁判所でも訴えられる。

扶養義務事件においては、扶養権利者が住所又は常居所を有する地の裁判所、並びに、請求が身分に関する訴えに付随してなされ、その法廷地法上この訴えにつき管轄が認められるときは、その裁判所。ただし、その裁判所の管轄が、当事者の一方の国籍のみに基づいているときは、この限りでない。

不法行為又は準不法行為事件においては、損害をもたらす事実が発生した地の裁判所。

犯罪に基づく損害賠償又は原状回復請求の訴えについては、公訴が提起された刑事裁判所。ただし、その国の法律上、このような民事上の請求についても裁判することができる場合に限る。

支店、代理店その他の営業所の業務に関する紛争については、これらの所在地の裁判所

制定法の規定又は書面若しくは書面による確認を伴った口頭での合意に基づいて設定された信託に関する、委託者、受託者又は受益者の地位については、信託がドミサイルを有する地の属する締約国の裁判所

積荷又は運賃債権の救助を理由とする報酬支払いに関する紛争については、次に掲げる裁判所

a 支払い保全のため、当該積荷又は運賃債権が差押えられた管轄区域の裁判所

b そのような差押えがなされるはずであったが、それに代わる保証その他の担保が提供された管轄区域の裁判所

ただし、本号の規定は、被告が積荷若しくは運送債権に対する権利を有するか、又は救助の時点にそのような権利を有したことが、主張された場合にのみ適用される。

#### 第6条

締約国の領域内に住所を有する者は、次に定める場合においても、他の締約国裁判所に訴えられる。

共同被告については、被告のうちのいずれかの住所地の裁判所

担保のための訴え又は参加による訴えについては、本訴の係属する裁判所。ただし本訴が、本来の管轄裁判所の管轄を妨げるためにのみ提起されているときは、この限りでない。

本訴の基礎と同一の契約又は事実に基づく反訴については、本訴の係属する裁判所

契約事件において、訴えが同一の被告に対する不動産物権に関する訴えと併合できるときには、当該不動産が所在する締約国の裁判所

#### 第6条 a

船舶の使用又は運航に基づく責任に関する訴えについて本条約に基づいて管轄を有する締約国の裁判所又はその国の法に基づきそれに代わる裁判所は、責任制限に関する申立についても管轄を有する。

### 第3節 保険事件の管轄

#### 第7条（略）

#### 第8条

1 締約国の領域内に住所を有する保険者は、次のいずれかの裁判所に訴えられる。

・（略）

共同保険者の場合には、代表保険者に対する訴えが係属する締約国の裁判所

2（略）

#### 第9条（略）

#### 第10条

1 責任保険については、保険者は、被保険者に対する被害者の訴えが係属する裁判所においても、訴えられる。ただし、その法廷地法が認めるときに限る。

2 第7条ないし第9条の規定は、被害者により保険者に対して直接提起された訴えにも適用する。ただし、直接請求が認められる場合に限る。

3 直接請求に関する法律が、保険契約者又は被保険者に対する訴訟引き込みないし訴訟告知を規定しているときには、この裁判所はこれらの者に対しても管轄を有する。

#### 第11条

1（略）

- 2 本節の規定は、本節の規定に従い本訴が係属する裁判所において、反訴を提起する権利を損なうものではない。

#### 第12条・第12条a(略)

### 第4節 消費者契約事件の管轄

#### 第13条

- 1 その職業上の活動とは関係ないとみなしうる用途のために締結された契約(以下、この者を消費者という)事件の管轄は、次に掲げる契約については、本節の規定による。ただし、第4条及び第5条第5号の適用を妨げない。

##### 動産の割賦販売契約

動産購入代金の融資を目的とする、割賦弁済される金銭消費貸借その他の信用授与契約

その他役務又は動産の供給を目的とする契約で、

- a 契約締結に先立ち、消費者の住所地国において、特別の申込又は広告が行われており、かつ
- b 消費者がその国で契約締結に必要な行為を行ったとき。

- 2 消費者の契約の相手方が、締約国の領域内に住所を有していない場合であっても、その者が締約国に支店、代理店その他の営業所を有しているときは、その業務に関する紛争については、その締約国の領域内に住所を有するものとみなす。
- 3 本節は、運送契約には適用しない。

#### 第14条

- 1 消費者が契約の相手方に対してなす訴えは、相手方が住所を有する締約国の裁判所又は消費者が住所を有する締約国の裁判所において提起することができる。
- 2 契約の相手方が消費者に対してなす訴えは、消費者が住所を有する締約国の裁判所においてのみ提起することができる。
- 3 前2項の規定は、本節の規定に従い本訴が係属する裁判所において、反訴を提起する権利を損なうものではない。

#### 第15条

本節の規定は、次のいずれかの場合にのみ、これと異なる合意をすることができる。

紛争が生じた後に合意がされたとき

その合意が、消費者に対し、本節による管轄が認められる裁判所以外への提訴を認めるとき

契約締結時に、同一の締約国に住所又は常居所を有する消費者と相手方との間の合意であって、その国の裁判所に管轄を認めることを目的とするとき。ただし、その国の法がこのような合意を禁止しているときは、この限りではない。

### 第5節 専属管轄

#### 第16条

次の裁判所は、住所のいかんを問わず、専属管轄を有する。

a 不動産物権及び不動産賃貸借に関する事件においては、不動産が所在する締約国の裁判所

b しかしながら、連続する6か月以内の一時的な個人的使用のために締結された不動産賃貸借に関する事件については、所有者及び賃借人が自然人でありかつ同一の締約国に住所を有する場合には、被告が住所を有する締約国の裁判所も管轄を有する。

会社その他の法人の設立の有効無効若しくは解散、又はその機関の決議に関する事件においては、会社その他の法人が本拠を有する締約国の裁判所。

公簿への登記の有効性に関する事件においては、公簿を備置する締約国の裁判所

特許権、商標権、意匠権その他寄託若しくは登録を必要とする類似の権利の、登録又は効力に関する事件においては、寄託若しくは登録が申請若しくは受理されたか、又は国際条約の規定に基づき受理されたものとみなされる締約国の裁判所

(略)

### 第6節 管轄合意

#### 第17条

- 1 当事者の少なくとも一人が締約国の領域内に住所を有する場合、特定の法律関係に

つき既に生じた紛争又は将来生じうる紛争の解決のため、締約国の裁判所の管轄を当事者が合意したときには、この裁判所は専属管轄を有する。この管轄合意は、次のいずれかの方式で締結されなければならない。

- a 書面又は書面による確認を伴った口頭による方式
- b 当事者間で確立している慣行に従った方式
- c 国際取引においては、両当事者が知り又は当然知るべきであった慣習で、国際取引において関連する特定の取引分野で同じ種類の契約をする者に広く知られ、かつ、通常一般に遵守されている慣習に従った方式。

このような合意の当事者のいずれも、締約国の領域内に住所を有しないときには、指定された裁判所が管轄を否定した場合を除き、他の締約国の裁判所はその紛争について管轄を有しない。

- 2 信託証書において、締約国の裁判所が指定されるときは、委託者、受託者若しくは受益者相互の関係、又はこれらの者の信託上の権利義務に関して、これらの者に対する訴えについて、この裁判所が専属管轄を有する。
- 3 管轄合意及び信託証書における類似の条項は、第12条若しくは第15条の規定に反する場合、又は第16条による裁判所の専属管轄に反するときには、効力を有しない。
- 4 管轄合意が当事者の一方の利益のためにのみなされたときには、この当事者は本条約に基づき管轄が認められる他のすべての裁判所に提訴する権利をなお有する。
- 5 個別労働契約事件においては、管轄合意は、紛争が生じた後になされた場合、又は被告の住所地の裁判所若しくは第5条第1号が指定する以外の裁判所に提訴するために労働者がその合意を主張する場合の他は、効力を有しない。

#### 第18条

本条約の他の規定から管轄が認められない場合であっても、締約国の裁判所は、被告が応訴している場合には管轄を有する。ただし、被告が管轄を争うために応訴している場合又は他の裁判所が第16条に基づき専属管轄を有する場合は、この限りでない。

### 第7節 管轄及び訴訟要件の審査

#### 第19条・第20条（略）

### 第8節 訴訟競合及び関連訴訟

#### 第21条

- 1 同一当事者間の同一の対象及び同一の原因の訴えが、異なる締約国の裁判所に係属するときは、後に訴えが係属した裁判所は、職権に基づき、先に訴えが係属した裁判所の管轄が確定されるまで、手続を中止しなければならない。
- 2 先に訴えが係属した裁判所の管轄が確定されたときには、後に訴えが係属した裁判所は訴えを却下しなければならない。

#### 第22条

- 1 関連する訴えが異なる締約国の裁判所に係属しており、いずれの訴訟も第一審段階であるときには、後に訴えが係属した裁判所は手続を中止することができる。
- 2 後に訴えが係属した裁判所は、その法律によれば関連する訴訟の併合が認められ、かつ先に訴えが係属した裁判所がいずれの訴えについても管轄を有するときには、当事者の申立に基づき、訴えを却下することもできる。
- 3 本条に定める関連する訴えとは、相互の訴えが密接に関連するため、別々に判決がなされたならば矛盾する解決が生じるのを避けるために、同時に審理され判決されることに利益を有するようなものをいう。

#### 第23条

訴えについて複数の裁判所に専属管轄が認められるときは、後に訴えが係属した裁判所はその訴えを却下しなければならない。

### 第9節 仮処分及び保全処分

#### 第24条（略）

### 第3編 承認及び執行

#### 第25条（略）

#### 第1節 承認

#### 第26条～第29条（略）

第30条

- 1 他の締約国で下された裁判の承認が主張されている締約国の裁判所は、その裁判に対して通常の上訴がなされているときには、手続を中止することができる。
- 2 アイルランド又は連合王国で下された裁判の承認が主張されている締約国の裁判所は、その裁判の執行が原判決国において上訴がなされたことに基づいて中止されている場合には、手続を中止することができる。

第2節 執行

第31条～第45条（略）

第3節 共通規定

第46条～第49条（略）

第4編 公の証書及び裁判上の和解

第50条・第51条（略）

第5編 一般規定

第52条（略）

第53条

- 1 会社その他の法人の本拠は、本条約の適用については、住所とみなす。ただし、本拠の決定については、受訴裁判所は、自国の国際私法規則を適用する。
- 2 信託が、受訴裁判所が所属する締約国の領域内にドミサイルを有するかを決定するためには、裁判所は自国の国際私法規則を適用する。

第54条以下（略）

（出典） 中西康「民事及び商事事件における裁判管轄及び裁判の執行に関するブリュッセル条約（一）（二・完）」民商法雑誌122巻3号426頁，4・5号712頁（2000年）



### 第3 EC・EFTAの裁判管轄及び判決の執行に関するルガノ条約

#### 第1章 適用範囲

##### 第1条

本条約は、裁判所の種類を問わず、民事および商事の事件に適用される。本条約は、とりわけ租税、関税又は行政事件には適用されない。

本条約は、次の事項に適用されないものとする。

自然人の身分及び能力、夫婦財産関係、遺言及び相続。

～（略）

#### 第2章 管轄

##### 第1節 総則

##### 第2条

- 1 本条約に別段の規定がある場合を除き、締約国に住所を有する者は、国籍を問わず、その国の裁判所に訴えられるものとする。
- 2 住所地国の国籍を有しない者は、その国の国民に適用される管轄規則と同一の規則に服する。

##### 第3条

- 1 締約国に住所を有する者は、本章第二節ないし第六節の規定によらなければ、他の締約国の裁判所において訴えられないものとする。
- 2 とりわけ次の諸規定は、かかる者に適用されないものとする。  
ベルギー民法第一五条及び裁判法第六三八条。  
デンマーク民事訴訟法第二四六条第二項及び第三項。  
ドイツ連邦共和国民事訴訟規則第二三条。  
ギリシア民事訴訟法第四〇条。  
フランス民法第一四条及び第一五条。  
アイルランドの規則。それによると、アイルランドに一時滞在中の被告に対する訴状送達により裁判管轄が発生する。  
アイスランド民事訴訟法第七七条。  
イタリア民事訴訟法第二条、第四条第一項及び第二項。  
ルクセンブルク民法第一四条及び第一五条。  
オランダ民事訴訟法第一二六条第三項及び第一二七条。  
ノルウェー民事訴訟法第三二条。  
オーストリア裁判管轄法第九九条。  
ポルトガル民事訴訟法第六五条第一項c号、第六五条第二項及び第六五a条c号並びに労働訴訟法第一一条。  
スイス国際私法連邦法第四条にいう仮差押地の裁判管轄。  
フィンランド民事訴訟法第一〇章第一条第二文、第三文及び第四文。  
スウェーデン民事訴訟法第一〇章第三条第一文。  
連合王国の規則。それによると、次のいずれかの原因により管轄が発生する。
  - a 連合王国に一時滞在中の被告に対する訴状の送達。
  - b 連合王国における被告の財産所在。
  - c 原告による連合王国内の財産の仮差押。

##### 第4条

- 1 被告が締結国に住所を有しない場合には、各締約国の裁判所の管轄は、第一六条の場合を除き、その国の法により定めるものとする。
- 2 締約国に住所を有しない被告に対しては、締約国に住所を有する者は、その国籍を問わず、その国の国民と同様に、その国において、その国の裁判管轄規則、とりわけ第三条第二項に掲げた裁判管轄規則を援用することができる。

##### 第2節 特別管轄

##### 第5条

締約国に住所を有する者は、次の事件については、他の締約国の裁判所において訴えられるものとする。

契約に関する事件については、義務履行地の裁判所。個人の労働契約に関する事件

については、労働者が通常、労働を行う地の裁判所。労働者が通常、同一国で労働を行っていない場合には、それを雇った営業所の所在地の裁判所。

扶養に関する事件については、扶養権利者が住所若しくは常居所を有する地の裁判所、又は人の身分に関する訴訟に関連して判断されるべき扶養事件の場合には、この訴訟について自国法により裁判管轄を有する裁判所。但し、この管轄が当事者の一方の国籍のみに基づくときは、この限りでない。

不法行為又は準不法行為に関する事件については、原因となった事実が発生した地の裁判所。

刑事訴追を受けた行為に基づく損害賠償又は原状回復の民事事件については、公訴が提起された刑事裁判所。但し、かかる裁判所がその国の法により民事事件を受理できる場合に限る。

支店、代理店又はその他の営業所の業務から生じた紛争に関する事件については、これらの営業所が所在する地の裁判所。

法律により、書面の法律行為により、若しくは書面で証明された法律行為により設定された信託の設定者、受託者又は受益者として請求を受けた事件については、信託がその本拠を有する締約国の裁判所。

積荷又は運賃債権のために行われた救助行為の報酬支払の紛争に関する事件については、次のいずれかの裁判所。

a 支払を保全するために、当該積荷又は運賃債権が仮差押された管轄地の裁判所。

b かかる仮差押が可能であったが、それに代えて、保証又はその他の担保が提供された管轄地の裁判所。

但し、本号の規定は、被告が積荷若しくは運賃債権に対する権利を現に有するか、又は救助行為の当時に有していたことが主張された場合にのみ、適用されるものとする。

#### 第6条

締約国に住所を有する者は、次のいずれかの場合にも、他の締約国の裁判所において訴えられるものとする。

複数の被告がいる場合には、被告の一人が住所を有する地の裁判所。

担保の履行に関する訴訟又は訴訟参加の場合には、主たる訴訟が係属した裁判所。但し、この者について管轄を有する裁判所からこの者を引き離すためののみ、訴訟が提起された場合は、この限りでない。

反訴が本訴と同一の契約又は事実に基づく場合には、本訴が係属した裁判所。

契約に関する訴訟が同一の被告に対する不動産上の物権に関する訴訟と併合できる場合には、不動産が所在する締約国の裁判所。

#### 第6条 a

本条約により船舶の使用又は運航上の責任に関する訴訟について管轄を有する締約国の裁判所、またはこの国の法により、それに代わる裁判所は、責任制限に関する訴訟についても管轄を有するものとする。

### 第3節 保険事件に関する管轄

#### 第7条（略）

#### 第8条

1 締約国に住所を有する保険者は、次のいずれかの裁判所に訴えられるものとする。

及び（略）

共同保険者の場合には、幹事保険者が訴えられた締約国の裁判所。

2（略）

#### 第9条（略）

#### 第10条

1 責任保険については、保険者は、被害者が被保険者に対して訴訟を提起した裁判所においても、呼び出されるものとする。但し、法廷地法により、これが許される場合に限る。

2 第7条ないし第9条は、被害者が保険者に対して直接に提起した訴訟にも適用されるものとする。但し、かかる直接訴訟が許される場合に限る。

3 直接請求の準拠法が保険契約者又は被保険者に対する訴訟告知を規定している場合

には、同一の裁判所がこれらの者についても管轄を有するものとする。

#### 第11条

1 (略)

2 本節の規定は、本訴が本節の規定により係属している裁判所において、反訴を提起することを妨げない。

#### 第12条・第12a条 (略)

### 第4節 消費者事件の管轄

#### 第13条

1 ある者(消費者)がその職業上又は営業上の活動に入らない目的のために締結した次のいずれかの契約に関する訴訟の管轄は、本節により決定されるものとする。但し、第4条及び第5条第5号の適用を妨げない。

動産の割賦販売に関する契約。

動産購入の融資を目的とした分割返済の消費貸借又はその他の信用取引に関する契約。

動産の譲渡又は役務の提供について、次の要件を充たしたその他の契約。

a 契約に先立ち、消費者の住所地国において明示的な申込又は誘因が行われ、かつ

b 消費者が当該国において契約締結に必要な法的行動を行ったこと。

2 消費者契約の相手方が締約国に住所を有しないが、支店、代理店又はその他の営業所を締約国に有する場合には、その業務から発生した紛争については、その国に住所を有するものとみなす。

3 本節は、運送契約には適用されないものとする。

#### 第14条

1 消費者の契約の相手方に対する訴訟は、契約の相手方が住所を有する締約国の裁判所、又は消費者が住所を有する締約国の裁判所において提起することができる。

2 契約の相手方の消費者に対する訴訟は、消費者が住所を有する締約国の裁判所においてのみ提起することができる。

3 本条の規定は、本訴が本節の規定により係属している裁判所において、反訴を提起することを妨げない。

#### 第15条

本節の規定は、次のいずれかの場合に限り、管轄合意により変更することができる。

管轄合意が紛争の発生後に行われた場合。

管轄合意が消費者に対して、本節に挙げられた裁判所以外の裁判所に訴えを提起することを認めるものである場合。

契約締結の当時、同一の締約国に住所又は常居所を有する消費者と契約の相手方の間で、管轄合意が行われ、かつこの締約国の裁判所の管轄を認めるものである場合。但し、かかる合意がこの国の法に反するときは、この限りでない。

### 第5節 専属管轄

#### 第16条

次の裁判所は、当事者の住所を問わず、専属管轄を有する。

a 不動産上の物権又は不動産の賃貸借に関する訴訟については、不動産が所在する締約国の裁判所。

b 但し、最大限6か月間を継続して一時的な私用に供する目的で締結された不動産の賃貸借に関する訴訟については、賃借人が自然人であり、かついずれの当事者も不動産が所在する締約国に住所を有しない場合には、被告が住所を有する締約国の裁判所も管轄を有する。

会社その他の法人設立の有効性又は解散若しくは機関の議決の有効性に関する訴訟については、会社その他の法人が本拠を有する締約国の裁判所。

公簿における記載の有効性に関する訴訟については、公簿が備えられた締約国の裁判所

特許、商標、意匠、その他の供託若しくは登録が必要な類似の権利の登録又は有効性に関する訴訟については、供託若しくは登録が申請され、受理され、又は国際条約により受理されたものとみなされる締約国の裁判所。



(略)

## 第6節 管轄合意

### 第17条

- 1 当事者のいずれかが締約国の住所を有し、かつ既に発生した法的紛争又は特定の法律関係から生じる将来の法的紛争について、締約国の裁判所が管轄を有することが両当事者により合意された場合、この締約国の裁判所は、専属管轄を有する。かかる管轄合意は、次のいずれかの方式で行われなければならない。
  - a 書面により、又は書面による証明を伴った口頭による方式。
  - b 当事者間で確立した慣行に従った方式。
  - c 国際取引においては、両当事者が知り、又は知るべきであり、かつ当該取引分野に従事する同種の契約当事者が一般に知っており、通常遵守している慣習に従った方式。いずれの締約国にも住所を有しない当事者同士が、かかる管轄合意を行った場合には、合意された裁判所が管轄を拒否しなかったときに限り、他の締約国の裁判所は管轄を有しないものとする。
- 2 信託の設定者、受託者又は受益者に対する訴訟について、締約国の裁判所が管轄を有することが信託証書に規定された場合には、これらの者の間の関係又は信託上の権利若しくは義務について、この締約国の裁判所が専属管轄を有するものとする。
- 3 信託証書における管轄合意又はそれに相当する約定は、第12条若しくは第15条の規定に反する場合、又は管轄が排除されようとしている裁判所が第16条により専属管轄を有する場合には、法的効力を有しないものとする。
- 4 管轄合意が一方の当事者の利益にのみ行われた場合には、この当事者は、本条約により管轄を有するその他の裁判所にも訴えを提起する権利を保留する。
- 5 個人の労働契約については、管轄合意は、紛争発生後に行われた場合にのみ、法的効力を有する。

### 第18条

締約国の裁判所は、本条約の他の規定により管轄を有しない場合といえども、被告が応訴したときは、管轄を有するものとする。但し、被告が管轄の不存在を主張するためにのみ応訴した場合、または他の裁判所が第16条により専属管轄を有する場合は、この限りでない。

## 第7節 管轄の審理及び訴訟の受理

### 第19条・第20条(略)

## 第8節 訴訟係属および関連訴訟

### 第21条

- 1 同一の当事者間における同一の請求に関する訴訟が相異なる締約国の裁判所に係属している場合には、後に訴えが提起された裁判所は、最初に訴えが提起された裁判所の管轄が証明されるまで、職権により手続を中止しなければならない。
- 2 最初に訴えが提起された裁判所の管轄が証明された場合には、後に訴えが提起された裁判所は、前者のために管轄不存在の決定を下さなければならない。

### 第22条

- 1 相互に関連する訴訟が相異なる締約国の裁判所に提起された場合、いずれの訴訟も第一審に係属している限りで、後に訴えが提起された裁判所は、手続を中止することができる。
- 2 後に訴えが提起された裁判所は、その国の法により関連訴訟の併合が許され、かつ最初に訴えが提起された裁判所がいずれの訴訟についても管轄を有する場合、一方の当事者の申立により、管轄不存在の決定を下すこともできる。
- 3 本条にいう関連訴訟とは、複数の訴訟が密接に関連するため、分離した手続により相反する判決が下されることを回避するために、共通の審理及び判決が必要であると判断されたものをいう。

### 第23条

複数の裁判所が訴訟の専属管轄を有する場合には、後に訴えが提起された裁判所は、最初に訴えが提起された裁判所のために、管轄不存在の決定を下さなければならない。

## 第9節 保全処分を含む暫定処分

第24条(略)
第3章 承認及び執行
第25条(略)
第1節 承認
第26条～第29条(略)
第30条
1  他の締約国で下された判決の承認を求められた締約国の裁判所は、この判決に対して、通常の不服申立が行われている場合には、手続を中止することができる。
2  アイルランド又は連合王国で下された判決の承認を求められた締約国の裁判所は、原判決国における判決の執行が不服申立により停止している場合には、手続を中止することができる。
第2節 執行
第31条～第45条(略)
第3節 共通規定
第46条～第49条(略)
第4編 公文書及び裁判上の和解
第50条・第51条(略)
第5章 総則
第52条(略)
第53条
1  会社又はその他の法人の本拠は、本条約の適用については、住所とみなす。但し、どこに本拠があるかを判断する際には、裁判所は自国の国際私法の規定を適用する。
2  訴えが提起された締約国に、信託が本拠を有するか否かを判断する際には、裁判所は、自国の国際私法の規定を適用する。

(出典) 奥田安弘「国際取引法の理論」(有斐閣)308頁以下(1992年)



第4 民事及び商事に関する裁判管轄権及び外国判決に関する条約準備草案〔1999年10月31日に特別委員会で作成したもの〕

第1章 条約の適用範囲

第1条 事項的適用範囲

- 1 この条約は、民事及び商事に関する事項に適用される。この条約は、特に、国家歳入、関税又は行政に関する事項には及ばない。
- 2 この条約は、次の事項には適用されない。
  - (a) 自然人の地位及び能力
  - (b) 扶養義務
  - (c) 夫婦財産制及び婚姻又はこれに類似する関係から生ずる他の権利及び義務
  - (d) 遺言及び相続
  - (e) ないし(g) (略)
  - (h) 海事
- 3・4 (略)

第2条 領域的適用範囲

- 1 第2章の規定は、すべての当事者がその国に常居所を有する場合を除くほか、締約国の裁判所において適用する。ただし、すべての当事者がその国に常居所を有する場合であっても、次の各号に掲げる条は、それぞれ当該各号に定めるときには適用する。
  - (a) 第4条 当事者が、他の締約国の裁判所が紛争について判断する管轄権を有する旨の合意をしているとき
  - (b) 第12条 専属管轄権に関するとき
  - (c) 第21条及び第22条 裁判所が、その紛争を他の締約国の裁判所において判断すべきであることを理由として、管轄権を行使しないか又は手続を停止するかの決定を求められるとき
- 2 (略)

第2章 裁判管轄権

第3条 被告の普通裁判籍

- 1 この条約の規定に従うことを条件として、被告の常居所の国の裁判所において、その被告に対する訴えを提起することができる。
- 2 この条約の適用上、自然人以外の団体その他の者は、次のいずれかに該当する場合、その国に常居所を有するものとする。
  - (a) その国に本店が所在する場合
  - (b) その国の法に基づき設立した場合
  - (c) その国に中央統轄地がある場合
  - (d) その国に業務の中心地がある場合

第4条 裁判所の選択

- 1 当事者が特定の法律関係に関係して生じた、又は生じるであろう全ての紛争について、1つ又は複数の締約国の裁判所が管轄権を有する旨の合意をしたときは、これらの裁判所は管轄権を有し、その管轄権は、当事者が異なる合意をしない限り、専属的なものとする。専属的な効果を与える合意により、非締約国の1つ又は複数の裁判所が指定されている場合には、締約国の裁判所は、選択された裁判所が管轄権を行使しない場合を除き、管轄権を行使せず、又は手続を停止しなければならない。
- 2 前項の合意は、次のいずれかによって行われ、又は確認された場合には、方式に関して有効なものとする。
  - (a) 書面によった場合
  - (b) 後の参照の用に供しうる情報を残す他のすべての通信手段によった場合
  - (c) 当事者に通常遵守されている慣行に従った場合
  - (d) 当事者が知り、又は知り得べき慣行であって、関連する特定の商取引における同様の性質を有する契約の当事者に通常遵守されているものによった場合
- 3 管轄権に関する合意及び信託証書中の類似の規定は、第7条、第8条及び第12条の規定と抵触する場合には、その効力を有さない。

## 第5条 応訴管轄

- 1 第12条の規定に従うことを条件として、裁判所は、被告が管轄権を争わずに本案について手続を進めた場合には、管轄権を有する。
- 2 被告は、本案についての最初の抗弁提出の時まで管轄権を争う権利を有する。

## 第6条 契約

原告は、次の国の裁判所に契約に関する訴えを提起することができる。

- (a) 物の引渡しに関する事項については、当該物が全部又は一部引き渡された国
- (b) サービスの提供に関する事項については、当該サービスが全部又は一部提供された国
- (c) 物の引渡し及びサービスの提供の双方に関連する事項については、主要な義務の履行の全部又は一部がされた国

## 第7条 消費者による契約

- 1 自己の営業又は専門以外の目的で契約を締結した原告（以下「消費者」という。）は、次の場合には、常居所を有する国の裁判所に訴えを提起することができる。
  - (a) 請求の基礎となっている契約の締結が、被告が当該国において従事し、又は、当該国に向けられた被告の営業又は専門活動（特に広告による取引の勧誘を含む。）に関連し、かつ、
  - (b) 消費者が当該国において契約締結に必要な手段をとった場合
- 2 自己の営業又は専門の一環として消費者と契約を締結した者からの消費者に対する訴えは、消費者の常居所地国の裁判所にのみ提起することができる。
- 3 第1項の契約の当事者は、次の場合には、第4条の要件を満たす合意により、裁判所の選択を行うことができる。
  - (a) その合意が紛争発生後のものである場合
  - (b) 消費者に他の裁判所に訴えの提起を許す内容である場合

## 第8条 雇用契約

- 1 個人の雇用契約に関する事項については、
  - (a) 労働者は使用者に対し次の裁判所において訴えを提起することができる。
    - ( ) 労働者が通常労務を行っている国の裁判所又は労働者が通常労務を行っていた最後の国の裁判所
    - ( ) 労働者が一国で通常労務を行わず又は行わなかった場合は、労働者を雇用した営業所の所在する国又は所在した国の裁判所
  - (b) 使用者の労働者に対する訴えは、次の裁判所にのみ提起することができる。
    - ( ) 労働者が常居所を有する国の裁判所
    - ( ) 労働者が通常労務を行っている国の裁判所
- 2 前項の契約の当事者は、次の場合には、第4条の要件を満たす合意により、裁判所の選択を行うことができる。
  - (a) その合意が紛争発生後のものである場合
  - (b) 労働者に本条又は第3条に定める裁判所以外の裁判所に訴えの提起を許す内容である場合

## 第9条 支店 [ 及び継続的商業活動 ]

原告は、被告の支店、代理店その他の営業所が所在する国 [ 又は被告がその他の方法で継続的な商業活動を行っている国 ] の裁判所に訴えを提起することができる。ただし、訴えが当該支店、代理店その他の営業所の活動 [ 又は当該継続的な商業活動 ] に直接関連している場合に限る。

## 第10条

- 1 原告は、次のいずれかの国の裁判所に不法行為に基づく訴えを提起することができる。
  - (a) 損害の原因となった被告の行為（不作為を含む。以下この条において同じ。）がされた国
  - (b) 損害が発生した国。ただし、責任を問われている者が、その行為によってその国で同様の性質の損害が発生することを合理的に予見できなかったことを証明した場合は、この限りでない。
- 2 前項(b)号の規定は、反トラスト法違反（特に価格維持又は独占）又は経済的損失を

加える共同謀議を原因とする損害には適用しない。

- 3 原告は、行為又は損害のおそれがある場合であっても、第1項の規定に従って、訴えを提起することができる。
- 4 訴えがその国で損害が発生し、又は損害が発生するおそれがあることのみを基礎として当該国の裁判所に提起された場合には、その裁判所は、発生し、又は発生するおそれのある損害についてのみ管轄権を有するものとする。ただし、損害を被った当事者が当該国に常居所を有する場合はこの限りでない。

#### 第11条 信託

- 1 任意に設定され、書面によって証明することのできる信託の有効性、解釈、効力、管理又は変更に関する手続においては、その目的のために信託証書中で指定された締約国の裁判所が専属的管轄権を有する。信託証書において非締約国の1つ又は複数の裁判所が指定されている場合には、締約国の裁判所は、選択された裁判所が管轄権を行使しない場合を除くほか、管轄権を行使しないか又は手続を停止しなければならない。
- 2 前項の指定がない場合には、次の国の裁判所に訴えを提起することができる。
  - (a) 信託の業務の中心地が置かれている国
  - (b) 信託の準拠法の所属国
  - (c) 手続の目的に関し信託が最も密接な関係を有する国

#### 第12条 専属管轄

- 1 不動産の物権又は賃貸借を目的とする手続においては、当該不動産が所在する締約国の裁判所が専属的な管轄権を有する。ただし、賃貸借が目的となっている手続において、賃借人が他国に常居所を有する場合はこの限りでない。
- 2 法人の有効性、無効若しくは解散又は法人の機関の決定の有効性若しくは無効を目的とする手続については、当該法人の準拠法の属する締約国の裁判所が専属的な管轄権を有する。
- 3 公的な登記又は登録の有効性又は無効を目的とする手続においては、当該登記又は登録が保持されている締約国の裁判所が専属的な管轄権を有する。
- 4 特許権、商標権、意匠権その他の寄託又は登録を要する類似の権利の登録、有効性、無効、〔取消し又は侵害〕を目的とする手続については、寄託又は登録が申請され、行われ、又は国際条約の条項によって行われたとみなされる締約国の裁判所が専属的な管轄権を有する。前段の規定は、著作権又は著作隣接権を登録することができる場合であっても、それらの権利には適用しない。
- 〔5 前項の規定は、特許権の侵害を目的とする手続に関し、この条約又は締約国の国内法に基づく他の裁判所の管轄権を排除するものではない。〕
- 〔6 前各項の規定は、同項に定める事項が前提問題として生ずる場合には適用しない。〕

#### 第13条 保全処分（略）

#### 第14条 被告複数の訴訟

- 1 被告が常居所を有する国の裁判所にその被告に対する訴えを提起している原告は、次のすべてを満たす場合には、その裁判所において、その国に常居所を有しない他の被告に対する手続を進めることができる。
  - (a) その国に常居所を有する被告に対する請求と他の被告に対する請求とが密接に関連していて、矛盾する判決が下される重大なおそれを回避するために併せて裁判すべき場合
  - (b) その国に常居所を有しないいずれの被告についても、当該国と当該被告が関係する紛争との間に実質的な関連がある場合
- 2 前項の規定は、原告との間でされた第4条の要件を満たす専属的な管轄権の合意を主張する共同被告については適用しない。

#### 第15条 反訴

この条約の規定により請求について管轄権を有する裁判所は、本訴の基礎となっている取引又は事象から生ずる反訴についても管轄権を有する。

#### 第16条 第三者に対する請求

- 1 この条約の規定により請求について管轄権を有する裁判所は、その国と第三者が関係する紛争との間に実質的な関連がある場合には、被告からその第三者に対する求償

の請求についても、その訴えが国内法で認められるときに限り、管轄権を有する。

- 2 前項の規定は、被告との間でされた第4条の要件を満たす専属的な管轄権の合意を主張する第三者については適用しない。

#### 第17条 国内法に基づく管轄

第4条、第5条、第7条、第8条、第12条及び第13条の規定に従うことを条件として、この条約は、締約国が国内法に基づく管轄権の規則を適用することを妨げない。ただし、次条により禁じられる場合はこの限りでない。

#### 第18条 禁止される管轄原因

- 1 被告が締約国に常居所を有する場合において、(他の)締約国と紛争との間に実質的な関連がないときは、当該他の締約国の国内法上定められている裁判管轄権の規則の適用を禁止する。

- 2 特に、締約国の裁判所は、次の1つ又は複数の事項にのみ基づく管轄権を行使してはならない。

- (a) 被告が所有する財産の当該国における所在又は差押え。ただし、紛争が当該財産に直接関係する場合を除く。

- (b) 原告の国籍

- (c) 被告の国籍

- (d) 当該国における原告の住所、常居所、居所の所在又は滞在

- (e) 当該国における被告の商業その他の活動。ただし、紛争が当該活動に直接関係する場合を除く。

- (f) 当該国における被告に対する呼出令状の送達

- (g) 原告による一方的な管轄裁判所の指定

- (h) 当該国での判決の執行宣言若しくは登録又は判決の執行を求める手続。ただし、紛争が当該手続に直接関係する場合を除く。

- (i) 当該国における被告の居所の所在又は滞在

- (j) 紛争が生じた契約の当該国での署名

- 3 本条や、締約国の裁判所が、次の各号を構成する行為について [ 救済を求める ] [ 損害賠償を求める ] 訴訟に関して国内法に基づき管轄権を行使することを妨げない。

[ 第1案・第2案(略) ]

#### 第19条・第20条(略)

#### 第21条 訴訟競合

- 1 同一の当事者が異なる締約国の裁判所において訴訟を行い、かつ、求める請求にかかわらず、当該手続が同一の訴訟原因に基づくものである場合において、最初の受訴裁判所が管轄権を有し、かつその裁判所が2番目の受訴裁判所の国においてこの条約に基づき承認することができる判決をすることが予想されるときには、2番目の受訴裁判所は、手続を停止しなければならない。ただし、2番目の受訴裁判所が第4条又は第12条により専属的な管轄権を有する場合はこの限りでない。

- 2 2番目の受訴裁判所は、最初の受訴裁判所がこの条約による承認又は執行の要件を満たす判決をしたことが明らかになった場合には、管轄権を行使してはならない。

- 3 最初の受訴裁判所の原告が本案についての裁判を得るために必要な手続をとらない場合又はその裁判所が合理的な期間内に本案についての裁判をしない場合には、2番目の受訴裁判所は、当事者の申立てにより、事件の審理を進めることができる。

- 4 前3項の規定は、2番目の受訴裁判所の管轄権が第17条の規定に従い国内法に基づくものである場合にも適用される。

- 5 本条の適用上、裁判所は次の時に受訴したものとする。

- (a) 手続を開始する文書又はこれに類する文書が裁判所に提出された時

- (b) その文書が裁判所に提出される前に送達すべき場合は、送達権限のある者が受け取った時又は被告に送達された時

[ 適切な場合には、世界標準時が適用される。 ]

- 6 最初の受訴裁判所での訴えにおいて、原告が被告に対して債務を負っていないことの確認を求めている場合において、2番目の受訴裁判所に実質的な救済を求める訴えが提起されたときは、

- (a) 前各項の規定は、当該2番目の受訴裁判所に適用しない。

(b) 2番目の受訴裁判所がこの条約に基づき承認することができる裁判をすることが予想されるときは、最初の受訴裁判所は、当事者の申立てにより、手続を停止しなければならない。

7 最初の受訴裁判所が、当事者の申立てにより、2番目の受訴裁判所が次条に定める条件に基づき紛争を解決するのに明らかにより適切であると決定する場合には、本条の規定は適用しない。

#### 第22条 管轄権を行使しない例外的な状況

1 例外的な状況下であり、かつ、裁判所の管轄権が第4条に従い有効な専属的な裁判所の選択の合意に基づくもの又は第7条、第8条若しくは第13条に基づくものでない場合において、当該裁判所が管轄権を行使することが明らかに不適切であり、かつ他の国の裁判所が管轄権を有し、紛争解決に明らかに適切であるときは、裁判所は、当事者の申立てにより、手続を停止することができる。この申立ては、本案についての最初の抗弁提出の時までにしなければならない。

2 裁判所は、特に次の事情を考慮しなければならない。

- (a) 当事者の常居所の観点からの当事者にとっての不便性
- (b) 書証及び証人を含む証拠の性質及び所在並びに当該証拠を収集する手続
- (c) 適用される時効の期間
- (d) 本案についての裁判の承認及び執行を得る可能性

3 裁判所は、手続を停止するかを決定するに当たって、当事者の国籍又は常居所に基づく差別をしてはならない。

4 裁判所は、第1項により手続を停止することを決定する場合には、被告に対し、本案についての他の裁判所の裁判を満足させるのに十分な担保の提供を命ずることができる。もっとも、他の裁判所が第17条によってのみ管轄権を有する場合には、被告が当該他の裁判所の国又は当該他の裁判所の裁判が執行される第三国に十分な資産があることを証明しない限り、裁判所は、前段の担保の提供を命じなければならない。

5 裁判所が第1項により手続を停止した場合、当該裁判所は、

- (a) 他の国の裁判所が管轄権を行使した場合又は原告が裁判所の定めた期間内にその国において訴訟を提起しなかった場合には、管轄権を行使してはならない。
- (b) 他の国の裁判所が管轄権を行使しない旨を決定した場合には、事件の審理を進めなければならない。

(出典) 道垣内正人「『民事及び商事に関する裁判管轄権及び外国判決に関する条約準備草案』について」  
ジュリスト1172号82頁(2000年)





## 第5 2005年6月30日に外交会議で採択された「管轄合意に関する条約」

### 第1章 適用範囲及び定義

#### 第1条

- 1 この条約は、国際的な事案において、民事又は商事に関して締結された専属的管轄合意に適用される。
- 2 第2章においては、当事者が同一の受訴裁判所所属国に居住し、かつ、その当事者の関係及び紛争に関するその他のすべての要素（ただし、選択された裁判所の所在地は問わない。）がその国にのみ関連している場合を除き、事案は国際的なものとする。
- 3（略）

#### 第2条 適用範囲からの除外

- 1 この条約は、次の専属的管轄合意には適用されない。
  - (a) 個人的、家族的若しくは家事的な目的のために主として行為する自然人（消費者）が当事者となっている合意、又は、
  - (b) 集団的な合意を含む労働契約に関する合意
- 2 この条約は、次の事項には適用されない。
  - (a) 自然人の地位及び能力
  - (b) 扶養義務
  - (c) 夫婦財産制及び婚姻又はそれに類似する関係から生ずる他の権利又は義務を含むその他の家族法上の事項
  - (d) 遺言及び相続
  - (e)（略）
  - (f) 旅客及び物品の運送
  - (g) 海洋汚染、海事債権についての責任制限、共同海損並びに緊急時の曳船及び海難救助
  - (h) 反トラスト（競争法）の事項
  - (i) 原子力損害に対する責任
  - (j) 自然人による又は自然人のためにする人身傷害についての請求権
  - (k) 有体物に対する損害についての不法行為請求権であって、契約関係から生ずるものではないもの
  - (l) 不動産に関する物権及び不動産の貸借
  - (m) 法人の有効性、無効又は解散及び法人の機関の決定の有効性
  - (n) 著作権及び著作隣接権を除く知的財産権の有効性
  - (o) 著作権及び著作隣接権を除く知的財産権の侵害（ただし、その権利に関係する当事者間の契約違反について侵害訴訟が提起され、又は提起することができる場合は除く。）
  - (p) 公簿への登記又は登録の有効性
- 3 前項の規定にかかわらず、同項によって除外された事項が訴訟の目的としてではなく、先決問題としてのみ生ずる場合には、その訴訟はこの条約の適用範囲から除外されない。特に、前項の規定により除外された事項が訴訟の目的ではない場合、その事項が抗弁として持ち出されたという事実のみで、その手続が条約の対象外となるものではない。

4～6（略）

#### 第3条 専属的管轄合意

この条約において、

- (a) 「専属的管轄合意」とは、複数の当事者が締結する合意であって、(c)の要件を具備し、かつ、特定の法律関係に係り生じた又は生じるであろう紛争について決定を得るために、1つの締約国の裁判所又は1つの締約国の1つ若しくは複数の特定の裁判所を選択し、他のいかなる裁判所の裁判管轄権も排除するものをいう。
- (b) 1つの締約国の裁判所又は1つの締約国の1つ若しくは複数の特定の裁判所を選択する管轄合意は、当事者が明示的に別段の定めをしない限り、専属的なものとみなす。
- (c) 専属的管轄合意は、以下のいずれかによって締結されるか、又は記録されなければならない。

- (i) 書面，又は，
- (ii) 後の参照の用に供しうる情報を残す他のすべての通信手段
- (d) 契約の一部となっている専属的管轄合意は，その契約の他の部分とは独立の合意として扱われなければならない。専属的管轄合意の有効性は，その契約が有効ではないという理由のみによって否定されるわけではない。

#### 第4条 他の定義

##### 1 (略)

2 この条約の適用上，自然人以外の社団又は財団等は以下のいずれかに該当する場合，その国に居住するものとする。

- (a) その国に本店が所在する場合
- (b) その国の法に基づき設立した場合
- (c) その国に中央統轄地がある場合
- (d) その国に業務の中心地がある場合

### 第2章 裁判管轄権

#### 第5条 選択された裁判所の裁判管轄権

- 1 専属的管轄合意により選択された締約国の裁判所は，その合意が適用される紛争について裁判する裁判管轄権を有する。ただし，その国の法律（抵触する内外の法令の適用関係を定めるその国の法令を含む。以下同じ。）によりその合意が無効である場合はこの限りではない。
- 2 前項の規定により裁判管轄権を有する裁判所は，その紛争は他の国の裁判所で裁判されるべきであるとの理由によって裁判管轄権の行使を控えてはならない。
- 3 前2項の規定は，次の規則に影響を与えない。
  - (a) 事物管轄権及び請求の価額に関する管轄権の規則，又は，
  - (b) 締約国内の裁判所の間での裁判管轄権の分配。ただし，選択された裁判所が事件の移送について裁量権を有する場合には，当事者の選択にしかるべく配慮すべきものとする。

#### 第6条 選択されなかった裁判所の義務

選択された裁判所の所属する締約国以外の締約国の裁判所は，次に定める場合を除き，専属的管轄合意が適用される訴訟を停止するか，又は訴えを却下しなければならない。

- (a) 選択された裁判所の所属国の法律により，その合意が無効である場合
- (b) 受訴裁判所の所属国の法律により，当事者がその合意を締結する能力を欠いていた場合
- (c) その合意の効力を認めることが明らかな不正義をもたらすか，又は受訴裁判所所属国の公序の基本的原則に明らかに反する結果となる場合
- (d) 当事者が左右することができない例外的な理由により，その合意が合理的には履行できない場合
- (e) 選択された裁判所が管轄権を行使しない場合

#### 第7条 (略)

### 第3章 承認及び執行

#### 第8条・第9条 (略)

#### 第10条 先決問題

- 1 第2条第2項又は第21条により除外された事項が先決問題として生じた場合，その問題についての判断はこの条約によっては承認及び執行されない。
- 2 判決が第2条第2項により除外された事項に関する判断に基づいている場合には，その限りにおいて，その判決の承認及び執行を拒否することができる。
- 3 もっとも，著作権及び著作隣接権を除く知的財産権の有効性についての判断に関しては，前項による判決の承認及び執行を拒否し又はそれに関する裁判を中止することができるのは，次の場合のみとする。
  - (a) その判断が，その知的財産権を生ぜしめた法の所属国においてその事項について権限を有する機関の判決又は決定と抵触する場合
  - (b) その国において，その知的財産権の有効性に関する手続が係属している場合

##### 4 (略)

#### 第11条～第15条 (略)

#### 第4章 一般条項

##### 第16条～第18条(略)

##### 第19条 裁判管轄権を制限する宣言

国は、選択された裁判所が所在するという点を除き、自国と当事者又は紛争との間に関連性がない場合には、専属的管轄合意が適用される紛争についての裁判を拒否することができる旨の宣言をすることができる。

##### 第20条 承認及び執行を制限する宣言

国は、すべての当事者が承認及び執行を求められた国に居住しており、選択された裁判所が所在するという点を除き、当事者の関係その他のすべての紛争に係る要素が承認又は執行を求められた国のみに関連している場合には、他の締約国の裁判所の判決の承認又は執行を拒否することができる旨の宣言をすることができる。

##### 第21条 特定の事項に関する宣言

1 国は、この条約を特定の事項に対して適用しないことに強い利益を有している場合には、その事項に対してこの条約を適用しない旨の宣言をすることができる。この宣言をする国は、その宣言が必要以上に広範に及ぶことのないように、かつ、除外されるその事項が明確かつ詳細に定義されるように確保しなければならない。

2 前項により除外した事項に関しては、この条約は -

(a) その宣言をした締約国において適用されず、

(b) その他の締約国においては、専属的管轄合意がその宣言をした国の裁判所又はその国の1つ若しくは2つ以上の特定の裁判所を選択している場合には、適用されない。

##### 第22条 非専属管轄合意に関する相互的な宣言

1 締約国は、複数の当事者が締結した第3条(c)の要件を具備する管轄合意により、特定の法律関係に係る生じた又は生じるであろう紛争について決定を得るために、1つ又は複数の締約国の1つ又は複数の裁判所が選択されている場合において(非専属的管轄合意の場合)、それらの裁判所が下した判決を自国の裁判所は承認及び執行する旨の宣言をすることができる。

2 そのような宣言をした締約国において下された判決の承認又は執行が、同様の宣言をした他の締約国において求められる場合には、その判決は、次の要件をすべて具備するときには承認及び執行されなければならない。

(a) もとの裁判所が非専属的管轄合意により選択されていたこと、

(b) その非専属的管轄合意に従って提起された他の裁判所が下した判決が存在せず、そのような他の裁判所において同一の当事者間の同一の訴訟原因に基づく手続が係属していないこと、かつ、

(c) もとの裁判所において先に訴訟が提起されたこと。

##### 第23条以下(略)

(出典) 道垣内正人「2005年6月30日に外交会議で採択された「管轄合意に関する条約」